

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和8年5月12日

県庁代表電話に手話通訳を介して電話が掛けられるサービスを開始します

令和8年5月13日（水）から、県ホームページの「手話リンク（手話で電話できます）」ボタンをクリックすると県庁代表電話（048-824-2111）につながり、通訳オペレータを通じて手話で電話することができるサービスを開始します。

1 「手話リンク」について

きこえない方が通訳オペレータを通じて手話で電話をかけられる一般財団法人日本財団の「電話リレーサービス」を使用したサービスです。県ホームページのトップページにある「手話リンク（手話で電話できます）」ボタンをクリックすると県庁代表電話につながり、手話で電話ができます。

通常、電話リレーサービスの利用には事前登録が必要ですが、「手話リンク」は事前登録なし、通話料なしで御利用いただけます。（インターネットの通信料はかかります。）

電話リレーサービスの詳細は、障害者福祉推進課のホームページをご参照ください。  
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0604/telephonerelayervice.html>)



出典：一般社団法人日本財団電話リレーサービス

## 2 「手話リンク」利用方法

- (1) 県のトップページの一番下にある「手話リンク（手話で電話できます）」ボタンをクリックしてください。

(パソコン版)

**埼玉県庁** 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 電話番号：048-824-2111（代表）

### ▶ 県庁へのアクセス

通訳オペレータを通じて手話で電話ができます。  
通話先：埼玉県庁代表電話（048-824-2111）



(スマートフォン版)

## 埼玉県庁

### ▶ 県庁へのアクセス

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号  
電話番号：048-824-2111（代表）  
法人番号：1000020110001

通訳オペレータを通じて手話で電話ができます。  
通話先：埼玉県庁代表電話（048-824-2111）



[電話リレーサービスについて \(一般財団法人日本財団電話リレーサービスサイト\)](#)

- (2) 利用方法と重要事項説明を確認し、重要事項説明の「私は日本の手話で話します（この仕組みは声を使えません）」と「利用にあたっては、以下の重要事項説明に同意します」の2か所にチェックを入れ、「次に進む」をクリックしてください。
- (3) 通訳オペレータの呼び出し画面に切り替わります。オペレータに接続されるまでお待ちください。
- (4) 通訳オペレータが県庁の代表電話番号に電話をつなぎますので、お問合せ内容をお伝えください。
- (5) 通話が終わりましたら、右上の「終了」ボタンを押してください。

### **3 注意事項**

- ・通訳オペレータは、通話内容をそのまま通訳して相手に伝えます。通訳オペレータが代わりに質問したり、交渉したり、調整したりすることはできません。
- ・「手話リンク」は発信専用です。県から手話で折り返すことはできません。手話での折り返しを希望される場合は、ご自身で電話リレーサービスに登録いただく必要があります。